

ご存知ですか？

## 住宅エコポイント制度とは



住宅エコポイントは、地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、エコ住宅を新築された方やエコリフォームをされた方に対して一定のポイントを発行し、これを使って様々な商品との交換や追加工事の費用に充当することができる制度です。

### エコポイントの発行対象

#### <エコ住宅の新築>

- 省エネ法(エネルギーの使用の合理化に関する法律)のトップランナー基準\*相当の住宅  
※トップランナー基準で求める水準は、省エネ判断基準を満たす外壁、窓等を有する住宅に、平成20年時点での一般的な設備を備えた場合の一次エネルギー消費量と比べ、概ね10%の削減に相当する設備(例えば太陽光発電設備)を備えた住宅などが考えられます。
- 省エネ基準を満たす木造住宅

#### <エコリフォーム> それぞれに条件があります

- 窓の断熱改修(ガラス交換、内窓の設置、外窓の交換)
- 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- バリアフリー改修

### エコポイントについて

内 容	エコ住宅の新築	エコリフォーム
発行されるポイント数	一戸当たり一律30万ポイント	改修箇所等に応じて異なる (上限が一戸当たり30万ポイント)
ポイントの発行対象となる工事の期間	平成21年12月8日～平成22年12月31日に建築着工(根切り工事又は基礎杭打ち工事の着工)したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了したもの	平成22年1月1日～平成22年12月31日に着手(ポイントの発行対象工事を含む工事全体の着手)したもので、平成22年1月28日以降に工事が完了したもの
ポイントの申請期限	【一戸建ての住宅】 平成23年6月30日まで 【共同住宅等】 階数が10以下：平成23年12月31日まで 階数が11以上：平成24年12月31日まで	平成23年3月31日まで
ポイントを利用してできること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 商品への交換(省エネ・環境配慮製品、各都道府県の地域産品、全国型の地域産品、商品券・プリペイドカード、地域型商品券)</li> <li>● 環境寄附(様々な環境保全活動を実施している団体に寄附)</li> <li>● 追加で実施する工事費用への充当(既時交換)</li> </ul>	ポイントの交換期限 平成25年3月31日まで

- ▶ 詳しくは、エコポイント事務局のホームページ <http://jutaku.eco-points.jp/> を御覧ください。
- ▶ 市民生活センターには、住宅リフォーム販売の契約トラブルに関する相談が数多く寄せられています。その工事が本当に必要な工事であるか、また、その工事費用についても十分な検討を行ったうえで、契約することをお勧めします。